

解体工事・新築工事等をする 建築主と施工者の皆さんへ

解体工事・新築工事等を行うときは様々な法律が関わってきます

建築主の方

建設リサイクル法に関する届出、建築基準法における建築工事届、大気汚染防止法（特定粉じん）に関する届出は、建築主の方に義務があります。

建設リサイクル法

建築基準法

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物特別措置法

大気汚染防止法

詳しくは P 2、3へ

施工者の方

建築基準法における建築物除却届、廃棄物処理法に係る手続き、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）に関する届出は、施工者の方（廃棄物処理法は元請負人）に義務があります。

建築基準法

廃棄物処理法

労働安全衛生法
石綿障害予防規則

詳しくは P 3へ

建築主又は 施工者の方

道路に関する工事を行う場合には、道路法24条に関する申請が必要です。申請は、建築主又は施工者が行ってください。

道路法

詳しくは P 4へ

建築主の方へ

建設リサイクル法

○特定建設資材を用いた建築物の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等で、建設工事の規模が下記の基準以上の場合は、建設リサイクル法が適用される対象建設工事となります。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金額 1億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金額 500万以上

○工事に着手する日の7日前までに、建築主（発注者）の方が届出してください。

特定建設資材とは

- ・ コンクリート
- ・ 木材
- ・ コンクリートと鉄から成る建設資材
- ・ アスファルト、コンクリート

建築基準法

○建築物の建築（新築・改築・増築・移転）をしようとする場合で、当該工事の規模が下記の基準を超える場合は、「建築工事届」の提出が必要です。

届出の種類	工事の種類	規模の基準
建築工事届	建築物の建築（新築・改築・増築・移転）工事	延べ面積の合計 10㎡

○工事に着手するまでに、建築主（発注者）の方が届出してください。

○建築工事届は建築確認申請に添付することとしています。

<届出先・お問い合わせ窓口>

奈良市	奈良市役所 都市整備部 建築指導課 〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1 TEL：0742-34-4750（直通）
橿原市	橿原市役所 都市マネジメント部 建築安全推進課 〒634-8586 橿原市八木町1-1-18 TEL：0744-22-4001（代表）
生駒市	生駒市役所 都市整備部 建築課 〒630-0288 生駒市東新町8番38号 TEL：0743-74-1111（代表）
大和郡山市・天理市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・山添村	郡山土木事務所 建築課 〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 TEL：0743-51-0209（直通）
大和高田市・五條市・御所市・香芝市・葛城市・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・野迫川村・十津川村	高田土木事務所 建築課 〒635-0065 大和高田市東中2-2-1 TEL：0745-44-3877（直通）
桜井市・宇陀市・川西町・三宅町・田原本町・高取町・吉野町・大淀町・下市町・明日香村・曽爾村・御杖村・東吉野村・黒滝村・天川村・川上村・下北山村・上北山村	中和土木事務所 建築課 〒634-0003 橿原市常盤町605番地の5 TEL：0744-48-3079（直通）

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物特別措置

○解体する建築物にトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器が残っていないか確認してください。

<お問い合わせ窓口>

奈良市	奈良市役所 環境部 廃棄物対策課 〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地 TEL：0742-71-3001（直通）
その他の市町村	奈良県 環境森林部 廃棄物対策課 〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL：0742-27-8747（直通） 奈良県 環境森林部 景観・環境総合センター 〒633-0062 桜井市栗殿1000 TEL：0744-47-3790（センター代表）

大気汚染防止法

- 建築物等の解体、改造、補修を行うとき、工事の施工者は、石綿（アスベスト）の使用状況を事前に調査し、調査の結果を建築主（発注者）に書面にて説明し、近隣向けに掲示しなければなりません。また、石綿が使用されている場合、飛散防止対策を行ってください。
- 事前調査で、特定建築材料〔吹付石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル1、2）〕の使用された建築物等であることが判明し、それを解体、改造、補修する場合には、建築主（発注者）は、作業開始の14日前までに、作業の場所、作業実施期間、作業の方法などについて、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を届出してください。

<届出先・お問い合わせ窓口>

奈良市	奈良市役所 環境部 環境政策課 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 TEL：0742-34-4591（直通）
その他の市町村	奈良県 環境森林部 景観・環境総合センター 〒633-0062 桜井市栗殿1000 TEL：0744-47-3790（センター代表）

施工者の方へ

建築基準法

- 建築物の除却（解体）をしようとする場合で、当該工事の規模が下記の基準を超える場合は、「建築物除却届」の提出が必要です。

届出の種類	工事の種類	規模の基準
建築物除却届	建築物の除却（解体）工事	延べ面積の合計 10㎡

- 工事に着手するまでに、施工者の方が届出してください。**

<届出先・お問い合わせ窓口>

P. 2 建築基準法における建築工事届と同様

廃棄物処理法

- 工事で発生した廃棄物の排出者は【元請業者】です。元請業者は「産業廃棄物処理基準」に従い適正に保管、運搬（車両表示・マニフェストの交付等）、処分（委託契約書の作成等）しなければなりません。石綿含有成形板等については別途処理基準（分別保管・袋詰め等・分別搬出等）が定められていますので遵守してください。

木くずやコンクリート等は再資源化が義務付けられています。（一定規模以上）

<届出先・お問い合わせ窓口>

奈良市	p. 2 ポリ塩化ビフェニル（PCB） 廃棄物特別措置法と同様
その他の市町村	奈良県 環境森林部 景観・環境総合センター 〒633-0062 桜井市栗殿1000 TEL：0744-47-3790（センター代表）

労働安全衛生法・石綿障害予防規則

- 石綿に係る作業については、上記の法律で遵守事項が規定されています。また、石綿【レベル1、2】に係る作業では、事前に施工者により届出が必要となりますので、所管する労働基準監督署へお問い合わせください。

<届出先・お問い合わせ窓口>

奈良市・大和郡山市・天理市・生駒市・ 生駒郡・山辺郡	奈良労働基準監督署 〒630-8301 奈良市高畑町552（奈良第2地方合同庁舎） TEL：0742-23-0435
大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・ 葛城市・高市郡・北葛城郡	葛城労働基準監督署 〒635-0095 大和高田市大中393 TEL：0745-52-5891
桜井市・宇陀市・磯城郡・宇陀市・ 吉野郡（うち東吉野村のみ）	桜井労働基準監督署 〒633-0062 桜井市栗殿1012 TEL：0744-42-6901
五條市・吉野郡（東吉野村を除く各町村）	大淀労働基準監督署 〒638-0821 吉野郡大淀町下淵364番地1 TEL：0747-52-0261

建築主又は施工者の方へ

道 路 法

○道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行う場合には、道路管理者の承認を受ける必要がありますので、下記の連絡先にお問い合わせください。

= 奈良県が管理する国道及び県道 =

<届出先・お問い合わせ窓口>

奈良市・天理市・山添村	奈良土木事務所 管理課 道路管理係 〒630-8303 奈良市南紀寺町2-251 TEL：0742-23-8011（代表）
大和郡山市・生駒市・平群町・ 三郷町・斑鳩町・安堵町	郡山土木事務所 管理課 管理係 〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 TEL：0743-51-0201（代表）
大和高田市・御所市・香芝市・ 葛城市・上牧町・王寺町・ 広陵町・河合町	高田土木事務所 管理課 管理係 〒635-0065 大和高田市東中2-2-1 TEL：0745-52-6144（代表）
橿原市・桜井市・川西町・三宅町・ 田原本町・高取町・明日香村	中和土木事務所 管理課 管理係 〒634-0003 橿原市常盤町605-5 TEL：0744-48-3073（直通）
宇陀市・曽爾村・ 御杖村・東吉野村	宇陀土木事務所 用地・管理課 管理係 〒633-2221 宇陀市菟田野松井486-1 TEL：0745-84-9522（直通）
吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・ 天川村・川上村・下北山村・上北山村	吉野土木事務所 用地・管理課 管理係 〒639-3111 吉野郡吉野町上市2150-1 TEL：0746-32-4051（代表）
五條市・野迫川村・十津川村	五條土木事務所 用地管理課 管理係 〒637-0006 五條市岡口1-3-1 TEL：0747-23-1151（代表）

= 国が管理する国道 =

<届出先・お問い合わせ窓口>

奈良国道事務所 奈良維持出張所	(24号 奈良市～大和郡山市) (25号 名阪国道) (163号 奈良県内)	〒630-8031 奈良市柏木町386-3 TEL：0742-34-3581（代表）
奈良国道事務所 橿原維持出張所	(24号 天理市～五條市) (24号 大和御所道路、五 條道路) (25号 名阪国道以外の奈良県内) (165号 奈良県内)	〒634-0834 橿原市雲梯町273-3 TEL：0744-23-8781（代表）

= 市町村が管理する道路 =

<届出先・お問い合わせ窓口>

市役所・町村役場

その他のお問い合わせ

奈良県 県土マネジメント部 技術管理課 総務・建築技術係

TEL：0742-27-7613

FAX：0742-24-2310

Mail：gijutsu@office.pref.nara.lg.jp